

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二十七条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に要求性能墜落制止用器具(安衛則第三百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p> <p>(組立て等の作業)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を</p>	<p>第二十七条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。)その他の命綱(以下「安全帯等」という。)を使用させること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p> <p>(組立て等の作業)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に安全帯等を使用させること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において安全帯等の使用を命じられたときは</p>

命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ジブの組立て等の作業)

第七十五条の二 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百八条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百五十三条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第九十一条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

、これを使用しなければならない。

(ジブの組立て等の作業)

第七十五条の二 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百八条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百五十三条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第九十一条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)
三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

一・二 (略)
三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。